吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2020 年 6 月 1 日

LINE 株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2020年6月1日

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
LINE株式会社
代表取締役　出澤　剛

当社は、2020年3月23日付でファイブ株式会社（以下「ファイブ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」といいます。）に基づき、2020年5月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ファイブを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．本吸収合併が効力を発生した日
2020年5月31日

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

（１）吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第784条の2）の経過
ファイブは、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）の経過
ファイブは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続（会社法第787条）の経過
ファイブは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

（４）債権者の異議手続（会社法第789条）の経過
ファイブは、会社法第789条第2項及び同第3項の規定により、2020年4月20日付の官報及び同日付の日刊工業新聞において、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

（１） 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第796条の2）の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、本吸収合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。

（3）債権者の異議手続（会社法第 799 条）の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同第 3 項の規定により、2020 年 4 月 20 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。

4．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2020 年 5 月 31 日をもって、吸収合併消滅会社であるファイブの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 6 月 1 日（予定）

7．その他吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本吸収合併について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を経ずに本吸収合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本吸収合併に反対する旨を通知した吸収合併存続会社の株主は 1 人でした。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2020 年 4 月 20 日

（合併消滅会社）ファイブ株式会社
代表取締役　菅野　圭介

当社は，LINE 株式会社（本店所在地：東京都新宿区四丁目 1 番 6 号）との間で 2020 年 3 月 23 日に締結した合併契約書（別紙１）に基づき、2020 年 5 月 31 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、LINE 株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条に基づき，下記のとおり開示いたします。

記

１　吸収合併契約
別紙 1 のとおりです。

２　合併対価の定めの相当性に関する事項
本合併の効力発生日において，吸収合併存続株式会社である LINE 株式会社は，吸収合併消滅株式会社である当社の株式を 100%保有する親会社であることから，合併対価の交付はありません。

３　合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。

４　吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行しておりません。

５　吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（１）最終事業年度に係る計算書類の内容

吸収合併存続会社である LINE 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む。）は別紙 2 のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併存続会社である LINE 株式会社の重要な後発事象は、別紙 2 の注記表に記載されたもの以外に該当事項はありません。

6　吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

（１）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

親会社からの債務免除

LINE 株式会社は、2020 年 3 月 23 日開催の取締役会において、当社に対する貸付金 6 億 2,000 万円のうち、3 億 2,000 万円の債権放棄を決議いたしました。当該債権放棄の実行に伴い、当社は、債務免除益 3 億 2,000 万円を特別利益に計上いたします。

7　吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

各社の財務状況からして，債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8　吸収合併契約等備置開始日（会社法第 782 条第 2 項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。）後，上記事項に変更が生じたときは，変更後の当該事項変更がありましたら，ただちに開示いたします。

以上

LINE: A164939
ファイブ: A164940

合 併 契 約 書

LINE 株式会社（以下「甲」という）とファイブ株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（合併の方法）
甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という）を行う。

第2条　（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
(1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：LINE 株式会社
住所：東京都新宿区新宿四丁目１番６号
(2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：ファイブ株式会社
住所：東京都新宿区新宿四丁目１番６号

第3条　（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）
甲は、乙の完全親会社であるため、本合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等の対価を交付しないものとする。

第4条　（効力発生日）
本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020 年 5 月 31 日とする。但し、本合併の手続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条　（合併承認株主総会）
1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条　（権利義務全部の承継）
甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条　（善管注意義務）
甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うときは、予め甲乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条　（合併条件の変更及び合併契約の解除）
本契約締結から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条　（本契約の効力）

本契約は、(i)甲において、第 5 条第 1 項但書に定める株主総会の承認が得られなかったとき、又は(ii)前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条　（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 3 月 23 日

甲　　東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号
LINE 株式会社
代表取締役　出澤　剛

乙　　東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号
ファイブ株式会社
代表取締役　菅野　圭介

1 企業集団の現況に関する事項

添付書類
事業報告 2019年１月１日から2019年12月31日まで

（1）事業の経過及びその成果

全般的概況

当社グループは、モバイルメッセンジャー・アプリケーション「LINE」を入り口として、人々の生活すべてが完結する世界の実現を目指す、スマートポータル戦略を推進しております。

2019年12月末時点の主要４ヵ国（日本、台湾、タイ、インドネシア）における「LINE」のMAU*は１億6,400万人（前年末比0.2%増）、国内MAUは１年間で約400万人増加し、8,300万人まで成長いたしました。

また、ユーザーとのエンゲージメントの強さを示す指標である主要4ヵ国DAU**/MAU比率は79%と引き続き高水準で安定し、特に日本においては86%と圧倒的な利用率を誇っております。

「LINE」のエンゲージメントの高さは、当社グループの戦略推進及び今後の事業拡大において優位にあります。当社グループは、この「LINE」を基盤とし、スタンプやゲーム、マンガ、ニュース等のコンテンツサービスや、決済やショッピングといったさまざまな領域でNo.1サービスを創出してまいりました。これらのサービスが発展することにより蓄積された膨大なノウハウやデータを活用し、さらに各ユーザーに最適なサービスを提供できるという好循環を実現しております。

また、当社グループは、「LINE」の力強い成長を基盤に、2019年12月期からの３ヵ年度を「第二の創業期」と位置付け、O2O/コマース、Fintech、AIといった新たな領域への挑戦を続けております。

売上収益	営業利益	当社の株主に帰属する当期純利益
2,275億円	△390億円	△469億円
前期比 9.8%増	2018年度 161億円	2018年度 △37億円

2019年12月期における当社グループの売上収益は前連結会計年度比9.8%増の2,275億円となり、過去最高を達成いたしました。これは主にディスプレイ広告やアカウント広告サービスの堅調な成長により広告売上が増加したことによるものです。営業利益は、事業拡大に伴う人件費の増加、戦略事業推進のための開発費用の増大、LINE Pay等におけるマーケティング費用の増加等により、390億円の損失（前連結会計年度は161億円の利益）となりました。

これらの結果、当社の株主に帰属する当期純損失は469億円（前連結会計年度は37億円の損失）となりました。

* 月間アクティブユーザー数（MAU：Monthly Active Users）：その特定の月において、モバイル端末から1回以上LINE若しくはLINE GAMEを起動したユーザーアカウント数、又はPCやモバイル端末からLINE若しくはLINEを基盤としたその他関連アプリケーションを起動しメッセージを送信したユーザーアカウント数をいいます。

** 日次アクティブユーザー数（DAU：Daily Active Users）：その特定の日次において、モバイル端末から1回以上LINE若しくはLINE GAMEを起動したユーザーアカウント数、又はPCやモバイル端末からLINE若しくはLINEを基盤としたその他関連アプリケーションを起動しメッセージを送信したユーザーアカウント数をいいます。

売上収益構成比（2019年12月期）

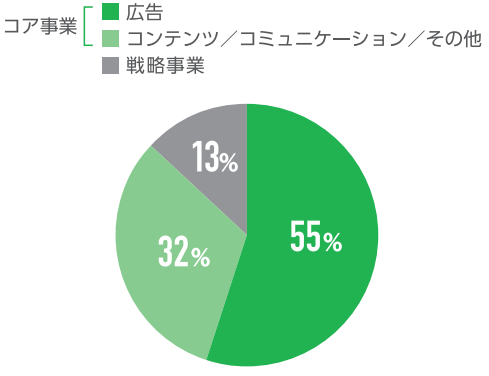

グローバル売上構成比（2019年12月期）

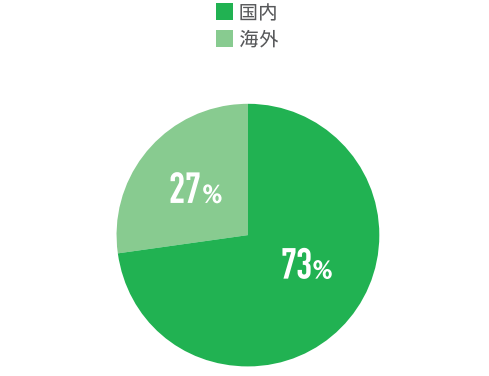

セグメント別の状況

コア事業

売上収益 1,967億円　　前期比 10.3%増

＜広告事業＞

主なサービス：
LINE広告、LINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプ、LINEセールスプロモーション等

■インターネット広告市場の堅調な拡大を背景に、広告サービスの売上収益は1,248億円（前連結会計年度比15.3%増）、全売上収益に占める割合は54.9%となり、当社グループの売上収益全体を押し上げる原動力となりました。
■運用型広告プラットフォームを提供するディスプレイ広告では、新たに「Smart Channel」と呼ばれる「LINE」アプリのトークリスト最上部への広告配信を開始しました。また、継続的な広告プラットフォームの機能向上や広告主の増加等により、売上収益は前連結会計年度比37.1%と大きな成長を達成しております。
■アカウント広告は、広告主の裾野の広がりに対応すべく、「LINE公式アカウント」において従量課金による新プランの提供を開始しました。これにより、アカウント数は順調に拡大し、売上収益は前連結会計年度比10.5%の増加となりました。

売上収益　1,248億円
前期比　15.3%増

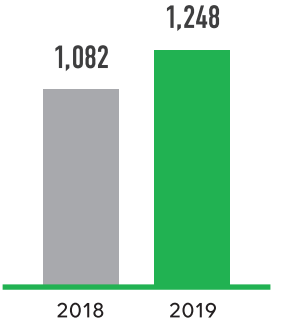

＜コンテンツ、コミュニケーション、その他＞

主なサービス：
スタンプ、LINE GAME、LINEマンガ、LINE MUSIC等

■コンテンツ、コミュニケーション、その他の売上収益は719億円、前連結会計年度比2.4%の増加となりました。
■LINE GAMEは、新規タイトルの開始に加え、大型のコラボレーションやイベント等を実施し、売上収益は底堅く推移しました。
■LINEマンガ、LINE MUSICにおいては、機能改善やコンテンツ強化等の施策を実施した結果、順調にサービスは成長し、決済高、ユーザー数も大幅に上昇しました。

売上収益　719億円
前期比　2.4%増

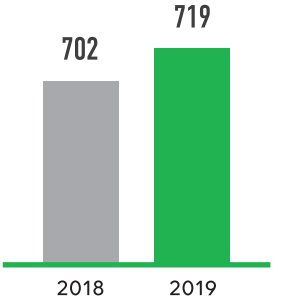

戦略事業

売上収益 **308**億円　　前期比 **6.9**%増

<O2O/コマース、Fintech、AI>

主なサービス：
LINE Pay、LINE Score、LINE Pocket Money、LINE証券、
LINE FRIENDS、LINEショッピング、LINEデリマ、LINE BRAIN、LINEカーナビ等

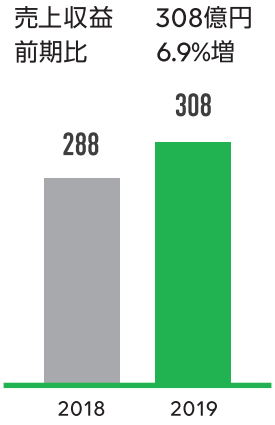

■LINE Payは、消費税増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元による、コード決済の認知度の高まりも追い風となり、決済高は大きな成長を見せ、前連結会計年度比10.4%増の1兆1,799億円となりました。LINE Payではユーザーの利便性を向上させる取組みの一環として、Visaとの協業を発表し、また、更なるサービス拡大のため、企業から個人への送金を可能にする「LINE Pay かんたん送金サービス」や、銀行振込サービスを開始しました。そして、LINE Pay国内スマホ決済対応箇所は200万箇所を達成しました。

■その他の金融事業に関しても、LINE Score、LINE Pocket Money、LINE証券等を新たにリリースし、順調にサービスを拡大しました。

■LINE のAIソリューション事業である「LINE BRAIN」はチャットボット技術、文字認識技術、音声認識技術等のAI技術の外部企業への提供を開始しました。また、トヨタ自動車株式会社のカーナビゲーションエンジンを搭載し、AIアシスタント「Clova」により音声操作が可能な「LINEカーナビ」を開始しました。

2019年の取組み

4月1日
代表取締役社長 CEO 出澤剛と
代表取締役CWO(Chief WOW Officer) 慎 ジュンホ
による代表取締役2名体制に

4月16日
小説プラットフォーム
「LINE ノベル」を提供開始

LINE ノベル

4月18日
テイクアウトサービス
「LINEポケオ」を提供開始

LINE ポケオ

8月1日
アドネットワークサービス
「LINE 広告ネットワーク」
を提供開始

LINE 広告ネットワーク

1 2 3 4 5 6 7 8

1月4日
オンライン医療事業を目的とした
共同出資の新会社
「LINE ヘルスケア株式会社」を設立

LINE ヘルスケア

5月20日～29日
「LINE Pay」において、LINE史上最大の還元祭
「祝！令和 全員にあげちゃう300億円祭」を開催

6月27日
独自のスコアリングサービス
「LINE Score」を提供開始

LINE Score

当社が開発・保有するAI技術を
外部企業等へ展開する
「LINE BRAIN」事業を始動

LINE BRAIN

8月20日
新スマホ投資サービス
「LINE 証券」を提供開始
LINE 証券

8月29日
個人向けローンサービス
「LINE Pocket Money」を提供開始
LINE Pocket Money

9月5日
AIカーナビアプリ
「LINE カーナビ」を提供開始
LINE カーナビ

9月17日
国内に向けた仮想通貨取引
サービス「BITMAX」を提供開始
BITMAX

10月13日
次世代コミュニケーションホール
「LINE CUBE SHIBUYA」をオープン
LINE CUBE SHIBUYA

10月31日
無料のプログラミング学習
プラットフォーム「LINE entry」の
一般公開をスタート
LINE entry

11月25日
さまざまな法律トラブルを
LINE上で無料相談できる
「LINE 弁護士相談」を提供開始
LINE 弁護士相談

12月23日
Zホールディングスとの
経営統合に関する最終合意を締結

経営統合の背景・経緯、統合会社の基本戦略

背景・経緯

・私たちを取り巻く社会や産業の状況は、グローバルで日々大きく変化し、特にインターネット市場においては、米中を中心とする海外企業が圧倒的に優勢となっています。
・企業規模を比較しても中国を除くアジア諸国や日本の企業と大きく差が開いている現状です。
・日本では、労働人口の減少に伴う生産性の向上や自然災害時の迅速な対応への取組みが求められる中、これらの分野における人工知能やテクノロジーの更なる活用が期待されています。

基本戦略

・当社グループとZホールディングスグループは、経営資源を集約し、それぞれの事業領域の強化や新規事業領域への成長投資を行い、日本のユーザーに対し便利な体験を提供し、その革新的なモデルをアジア、さらには世界に展開します。

「日本・アジアから世界をリードするAIテックカンパニー」を目指します

経営統合による期待されるシナジー領域

マーケティング事業	LINEユーザーとZホールディングスのマルチビッグデータの活用により、日本でマーケティング活動を行う全ての企業において、より効率的なマーケティング活動の展開が可能
集客	LINEユーザーとZホールディングスのeコマースサービスの連携により、 各サービスへの集客効果が期待
Fintech事業	ペイメント及び金融事業における協業により、ユーザー・店舗双方にとっての利便性が向上
新規事業／システム開発	全サービスを支えるAI基盤開発の強化・加速を推進

経営統合までの流れ（予定）

・ソフトバンク株式会社及びNAVER Corporation又はその完全子会社（日本法人）（NAVER Corporationと併せて、以下「NAVERら」といいます。）は、当社株式等（当社株式、新株予約権、新株予約権付社債及び米国預託証券）の全ての取得を目的とした共同公開買付けの実施を予定しています。

現時点での予定

共同公開買付開始時期	：2020年5月又は6月※
共同公開買付価格	：5,380円

※共同公開買付けは、国内外の競争当局における手続等の完了等を条件としており、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、共同公開買付けのスケジュールについては、確定次第、速やかにお知らせいたします。

・共同公開買付けにおいてソフトバンク株式会社及びNAVERらが当社株式等の全てを取得できなかった場合には、スクイーズアウト手続により、当社株主をソフトバンク株式会社及びNAVERらのみとし、それ以外の共同公開買付けに応募されなかった当社株主に対し、共同公開買付けにおける公開買付価格と同等の対価が交付される予定です。
・その他必要な手続・プロセスを踏まえ、2020年10月の経営統合を目指します。

よくあるご質問

重複している事業の取扱いは？

具体的な連携は経営統合が完了した後に検討を進めてまいりますが、重複事業については、それぞれの強みを最大限活かすために具体的にどのような対応を行うのか統合後に協議していく予定です。

共同公開買付価格はどのように決まったのか？

ソフトバンク株式会社及びNAVER Corporationが、当社との協議・交渉を踏まえ、決定しました。当社は、当社の独立役員である社外取締役3名からなる「特別委員会」からの答申等を踏まえ、共同公開買付けに賛同及び応募推奨する旨を決定しました。

共同公開買付けに応募しない場合、保有している株式はどのように取り扱われるのか？

共同公開買付け成立後に、当社を非公開化するためのスクイーズアウト手続が行われる予定です。共同公開買付けに応募されなかった当社株主には、スクイーズアウトの効力発生の直前時点において所有する当社株式1株につき、共同公開買付けにおける共同公開買付価格と同額の対価が交付される予定です。

(2) 財産及び損益の状況の推移

当社の主な連結指標の推移は下表のとおりであります。

区分＼期別		第17期	第18期	第19期	第20期（当連結会計年度）
売上収益	（百万円）	140,704	167,147	207,182	227,485
継続事業に係る税引前利益（△損失）	（百万円）	17,990	18,145	3,354	△51,616
当社の株主に帰属する当期純利益（△損失）	（百万円）	6,763	8,078	△3,718	△46,888
基本的１株当たり純利益（△損失）	（円）	34.84	36.56	△15.62	△196.07
資産合計	（百万円）	256,089	303,439	486,587	541,352
資本合計	（百万円）	161,023	189,977	208,514	174,663

（注）１．上記指標は、指定国際会計基準（IFRS）に基づいて作成された連結計算書類に基づいております。
２．基本的1株当たり純利益（△損失）は、当社の株主に帰属する当期純利益（△損失）を、当期中の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループが属するインターネット業界については、急激に市場が拡大しているものの、新規参入企業の増加に伴い、競争環境も激化しております。

このような状況の下、当社グループは「LINE」を社会的インフラとして成長させ、多様化するユーザーのニーズに応えるための継続的な新規コンテンツ及びサービスの拡充や、それを実現するための組織体制を整備しています。また、今後の規模拡大に伴い、コーポレートガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

具体的には、以下の点を主な経営の課題と認識しております。

①「LINE」の継続的成長

当社グループでは、「LINE」を通じてユーザーが必要とするコンテンツやサービスを提供し続けることが当社グループの安定的・継続的な発展に必要不可欠であると考えております。

継続的な新規コンテンツの提供とサービスラインナップの拡大は、ユーザー数を増加させ、ユーザーエンゲージメントを高めるとともに、LINEプラットフォームをより強固なものにします。

当社グループでは、今後も高い企画力・開発力により、革新的なサービスを提供することに取り組んでいく方針であります。

② 収益基盤の拡大

当社グループでは、常に新しい収益化の機会を探求しております。「LINE」を通じたユーザー基盤の拡大に加え、LINEプラットフォーム上でユーザーの生活をより豊かで便利なものにするコンテンツやサービスを提供し、これらのサービスがユーザーの利用に応じてそれぞれ成長することで収益基盤を拡大しております。さらに、これらのコンテンツサービスの提供を通じ高いユーザーエンゲージメントを維持することで、広告主にとってもメディア価値の高いプラットフォームとなり広告収益の拡大につながります。

また、当社が「コア事業」と位置付けている広告、コミュニケーション及びコンテンツの分野におけるユーザー、広告主及びプラットフォーム提携先に対する提供価値の向上に加えて、中長期的な成長に貢献すると考え「戦略事業」と位置付けているO2O/コマース、Fintech、AIを中心とした注力領域において、既存サービスの発展及び新規サービスの導入を通じ新たな付加価値の創出を加速してまいります。

③ 海外における事業展開

当社グループは、2011年6月に「LINE」を日本でリリースし、その後、海外に順次展開いたしました。今日、「LINE」はユーザー規模において日本、タイ、台湾及びインドネシアにおけるモバイルメッセンジャー・アプリケーションの主要なプレーヤーであり、また、米国、韓国、ベトナム、サウジアラビア、マレーシア等を含むその他の世界各国においてもユーザーを獲得しております。

当社グループでは、今後も特にアジアや「LINE」の認知度が高い市場に焦点をあて、メッセンジャーアプリケーションだけではなく、その他のサービスにおいてもユーザー基盤の拡大及びユーザーエンゲージメントの向上を目指してまいります。

④ 競合他社への対応

当社グループが提供する「LINE」は、モバイルメッセンジャー・サービスとの直接的な競合関係だけでなく、幅広いソーシャル・ネットワーキング・サービス、オンライン広告サービス、ゲーム会社、携帯通信事業者、eコマース企業、音楽配信企業、AI関連企業、Fintech関連企業等、LINEプラットフォーム上で提供するサービスの特定機能と競合する可能性のある製品やサービスを提供する企業との競争に直面しております。当社グループでは、製品及びサービスの実用性、性能及び信頼性、プラットフォーム提携先との関係構築及び関係維持等により、ユーザーの拡大を進めるとともに、ユーザーの規模や構成により魅力的なコンテンツやサービスを提供する企業を惹きつけ、差別化を図っております。

さらに当社は、広告主の予算や宣伝活動の管理及び最適化用ツールやシステムの開発の面において、オンラインメディアを含むメディア媒体と競合しております。広告主の予算を獲得するため、当社グループでは、ユーザーのサービス利用の促進、広告在庫の確保、ターゲティング機能等を含む広告プラットフォームの機能改善を通じ、差別化を図っております。

当社グループでは、上記の差別化を図りながら、既存サービスの利便性を強化し、更なる成長を進めるとともに、新規サービスの投入及び海外展開により一層積極的に取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の採用

当社グループでは、今後の更なる成長にとって優秀な人材を適時に採用することが経営上重要な課題と認識しております。特に上級管理者、エンジニア、デザイナー及びプロダクトマネージャー等、高度な技能を有する人材を巡って厳しい競争を迎えており、採用コストは増加傾向にあります。当社グループでは、優秀な人材を採用していくために、独立性、創造性、イノベーションを奨励する労働環境等の従業員の高いモチベーションにつながる環境整備や、やりがい及び報酬等の人事制度の面から企業としての採用競争力を強化してまいります。

⑥ 経営管理体制及び法令遵守の強化

当社グループは、事業拡大により従業員数が急激に増大しており、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかにかつ柔軟に対応できる組織を運営するため、また、企業価値を継続的に向上させるため、諮問委員会によるガバナンス向上や、内部統制に係る体制、法令遵守の徹底に向けた体制の強化に努めてまいります。

⑦ システム基盤の強化

当社グループは、ユーザーの個人情報保護に対する取組みの一環として、技術及び人的資源への投資を行っており、当社グループのセキュリティ室は、商用ツール、コードの安全性の検討や侵入試験、内部及び外部監査を利用したセキュリティの脆弱性の調査を積極的に実施しております。また、当社グループは、情報の保護の方策を厳格に実行するための内部方針を制定し、加えてセキュリティ及びプライバシー両方の国際的な認証を取得しております。なお、ユーザーが誰と何を共有するかはユーザーの権限であるとの方針の下、ユーザー間のプライベートなコミュニケーションの監視は行っておりません。

当社グループでは、今後も引き続きユーザー数の増加に対応するための負荷分散等、設備への先行投資をはじめ、継続的にシステム基盤の強化を図るとともに、大容量データのハンドリング技術や高い障害対応能力をさらに進化させ、ユーザーが安心して利用できる信頼性の高いシステム構築に取り組んでまいります。

⑧ サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する「LINE」は、ユーザー同士の密接なコミュニケーションを補完するツールであります。そのサービスの特質上、時としてユーザーがトラブルに巻き込まれてしまうことを当社としては非常に憂慮しており、各種対策を行っております。

「LINE」はユーザーが他のユーザーからのLINE IDによるアカウント検索を許すか否かについて選択できるように設計されている他、未成年の利用者のトラブルを未然に防ぐ目的で、年齢確認をしていない利用者や18歳未満の利用者は、「LINE」のID設定及びID検索機能をご利用いただけません。

また、当社グループでは青少年の健全なインターネット利用を啓発するための教材の開発や、学生、生徒、児童向けや、教職員、PTA等に向けた、安心安全な利用を呼びかける啓発講演活動を2012年以降継続して実施する等、情報モラル教育の発展に努めております。

今後も引き続き、利用者保護のための適切な措置を随時講じる等、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

⑨ SDGsの取組み

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、人間及び地球の繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」が掲げられました。SDGsは、貧困や飢餓、健康・福祉といった問題から、働きがいや経済成長、男女平等、環境問題に至るまで、21世紀の世界が抱える課題を解消し、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。当社もこの目標に賛同し、積極的に取り組むべきものと考えています。

当社グループは、さまざまな社会課題に真摯に向き合うとともに、事業を通じて社会や環境に良い影響をもたらすことで、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

また、当社は、2019年12月23日付けで、Zホールディングス株式会社（以下「ZHD」といいます。）と対等な精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことに合意いたしました。これを踏まえ、当社グループでは、上記の課題とあわせ、以下の点も経営の課題と認識しております。

① 本経営統合の推進

当社とZHDは、2019年12月23日、本経営統合に関して、それぞれの親会社であるソフトバンク株式会社及びNAVER Corporationを含む４社間で本経営統合を実現するための取引の方法等に関して定めた経営統合契約書を、当社とZHD間で本経営統合後の統合会社のガバナンス・運営等について定めた資本提携契約書を、それぞれ締結いたしました。

今後、本経営統合に向けた当事者間の協議や必要な手続を進め、2020年10月の本経営統合の完了を目指してまいります。

なお、当社とZHDは、今後、本経営統合を進めてまいりますが、本経営統合は、競争法、外為法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了すること、その他経営統合契約書において定める前提条件が充足されることを条件として行われます。そのため、当事者間の協議の進捗や競争当局による審査等の結果により、現在想定しているスケジュールが変更になる可能性があります。

② 本経営統合後の統合会社における効率的な経営資源の活用

当社とZHDは、本経営統合を通じて、経営資源を集約し、それぞれの事業領域の強化や新規事業領域への成長投資を行うことにより、日本のユーザーに対し便利な体験を提供し、日本の社会や産業をアップデートしてまいります。そして、その革新的なモデルをアジア、さらには世界に展開していくことで、日本・アジアから世界をリードするAIテックカンパニーを目指してまいります。

そのためには、経営資源の効率的な活用とシナジー効果を最大限発揮できるようなグループ全体の事業戦略を立案・推進していくことが求められます。

(4) 設備投資等の状況

当社グループの2019年度における設備投資の総額は、10,319百万円であります。

その主要なものは、「LINE」のサービス提供に係るシステムの安定運用を目的としたサーバ及びネットワーク関連機器の購入4,880百万円となっております。

なお、重要な設備の除却はありません。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるNAVER Corporationは当社の議決権の72.57%を保有しております。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
LINE Plus Corporation	247億1千3百万ウォン	100%	LINEサービスに係る海外営業及びマーケティング
LINE Financial 株式会社	390億円	100%	Fintech事業の企画及びマーケティング

③ 重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業所（2019年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区

② 主要な子会社

国内	LINE Fukuoka株式会社（福岡県福岡市）、LINE Pay株式会社（東京都品川区）、LINE Ventures株式会社（東京都新宿区）、Gatebox株式会社（東京都千代田区）、BALIE株式会社（宮城県仙台市）、LINE Friends Japan株式会社（東京都新宿区）、LINE TICKET株式会社（東京都新宿区）、ネクストライブラリ株式会社（東京都新宿区）、LINE Financial株式会社（東京都品川区）、LVC株式会社（東京都品川区）、LINE Credit株式会社（東京都品川区）、LINE Growth Technology株式会社（東京都新宿区）、LINE証券株式会社（東京都品川区）、LINE Digital Frontier株式会社（東京都新宿区）、LINE CONOMI株式会社（東京都新宿区）、LINEヘルスケア株式会社（東京都新宿区）、LINEビジネスサポート株式会社（東京都新宿区）
海外	LINE Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、LINE PLAY Corporation（韓国 ソウル特別市）、LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD（シンガポール シンガポール市）、LINE Company（Thailand） Limited（タイ バンコク市）、LINE Taiwan Limited（台湾 台北市）、LINE Biz Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、Line Biz+ Taiwan Limited（台湾 台北市）、PT. LINE Plus Indonesia（インドネシア ジャカルタ市）、LFG HOLDINGS LIMITED（中華人民共和国 香港特別行政区）、LINE Friends Corporation（韓国 ソウル特別市）、LINE Euro-Americas Corp.（米国 カリフォルニア州）、LINE Financial Plus Corporation（韓国 京畿道城南市）、LINE Financial Asia Corporation Limited（中華人民共和国 香港特別行政区）、LINE TECH PLUS PTE.LTD.（シンガポール シンガポール市）

(8) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）
コア事業	4,536［195］	＋622［△71］
戦略事業	2,152［90］	＋577［+3］
全社(共通)	1,225［35］	＋226［△9］
合計	7,913［320］	＋1,425［△77］

（注）1．全社(共通)は、管理部門及びセグメントに分けられない技術部門の従業員数です。
2．従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
3．従業員数の［外書］内には、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日7時間30分換算）を記載しています。
4．従業員数が当連結会計年度中において1,425名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
2,457［95］	＋554［+5］	35歳	3年

（注）1．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2．従業員数の［外書］内には、臨時従業員の年間平均雇用人員数（1日7時間30分換算）を記載しています。
3．従業員数が当事業年度中において554名増加したのは、主として事業拡大に伴う期中採用によるものであります。

(9) 主要な借入先（2019年12月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	12,000
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社りそな銀行	1,000

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社とZホールディングス株式会社は、2019年12月23日に、対等な精神に基づく両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関して、それぞれの親会社であるソフトバンク株式会社及びNAVER Corporationを含む4社間で本経営統合を実現するための取引の方法等に関して定めた経営統合契約書（以下「本統合契約」といいます。）を締結し、また、当社とZホールディングス株式会社間で本経営統合後の統合会社のガバナンス・運営等について定めた資本提携契約書を締結いたしました。

今後、本統合契約に基づき、ソフトバンク株式会社及びNAVER Corporation又はその完全子会社（日本法人）が共同して、当社株式等（当社株式、新株予約権、新株予約権付社債及び米国預託証券）の全てを取得することを目的とした共同公開買付けを実施することを予定しております。

本経営統合の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://scdn.line-apps.com/stf/linecorp/ja/ir/all/LINE_20191223.pdf）に掲載の、2019年12月23日付け発表文書「経営統合に関する最終合意の締結について」に記載のとおりであります。

なお、本経営統合の実施は、必要とされる各国における競争法、外為法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了していること、その他本統合契約において定める前提条件が充足されることが条件となります。

2 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　普通株式　690,000,000株

（2）発行済株式の総数　　普通株式　241,133,142株

（注）当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は608,500株増加しております。

（3）株主数　　20,896名

（4）上位10位の株主

株主名	持株数	持株比率
NAVER Corporation	174,992,000株	72.57%
MSIP CLIENT SECURITIES	5,203,972株	2.15%
MOXLEY & CO LLC	4,958,961株	2.05%
愼 ジュンホ	4,760,500株	1.97%
KSD−MIRAE ASSET DAEWOO（CLIENT）	4,631,600株	1.92%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,512,952株	1.45%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COL LATERAL NON TREATY−PB	3,459,400株	1.43%
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	3,456,813株	1.43%
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000	2,698,804株	1.11%
イ ジュノ	1,638,000株	0.67%

（注）1．持株比率は小数点第２位未満を切り捨てております。
2．持株比率は、自己株式2,692株を控除して計算しております。なお、当該計算にあたって、自己株式には株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式は含んでおりません。
3．KSD−MIRAE ASSET DAEWOO（CLIENT）の持株数には、当社取締役である李海珍が実質的に保有する当社株式4,594,000株を含んでおります。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 当社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称		第16回新株予約権	第20回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
新株予約権の数		91個	12,621個	30,240個	240個
保有人数	取締役（社外取締役を除く）	2名	4名	4名	－
	社外取締役	－	－	－	3名
目的である株式の種類及び数（新株予約権１個当たり）		当社普通株式 500株	当社普通株式 100株	当社普通株式 100株	当社普通株式 100株
払込金額（新株予約権１個当たり）		無償	154,500円	150,790円	150,790円
行使価額		1,320円	4,206円	3,500円	3,500円
行使期間		2017年２月４日から 2025年２月３日まで	2018年７月18日から 2027年７月18日まで	2022年７月29日から 2029年７月８日まで	2022年７月29日から 2029年７月８日まで

（注）１．上記の新株予約権に、当社監査役の保有分はありません。

２．上記のうち、第16回新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役又は従業員若しくはこれらに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が、事前に新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

３．上記のうち、第20回及び第23回新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

４．上記のうち、第22回新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社における取締役を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

④新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(ⅰ)から(ⅲ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(ⅰ)から(ⅲ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(ⅰ)から(ⅲ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((ⅰ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(ⅰ)から(ⅲ)に定める条件を満たした場合には、上記「新株予約権の行使期間」にて定める期間及び行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。

(ⅰ)新株予約権の割当日の3年後の応答日から6年後の応答日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(ⅰ)から(ⅲ)において同じ。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、7,518円(以下「基準株価」という。)を超える場合

割当てを受けた新株予約権の総数の20%

(ⅱ)新株予約権の割当日の4年後の応答日から7年後の応答日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合

割当てを受けた新株予約権の総数の30%

(ⅲ)新株予約権の割当日の5年後の応答日から8年後の応答日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合

割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称		第24回新株予約権
新株予約権の数	当社使用人	8,089個
	子会社使用人	8,459個
交付人数	当社使用人	433名
	子会社使用人	506名
目的である株式の種類及び数（新株予約権１個当たり）		当社普通株式 100株
払込金額（新株予約権１個当たり）		142,176円
行使価額		3,500円
行使期間		2022年７月29日から 2029年７月８日まで

（注）上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社における取締役、監査役又は執行役の地位を任期満了により退任した場合又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

	2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	2018年９月４日	2018年９月４日
新株予約権の数	7,316個	7,316個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	7,467円	7,518円
権利行使期間	2018年10月４日から 2023年９月６日まで	2018年10月４日から 2025年９月５日まで
新株予約権付社債の残高	71,815百万円	71,036百万円

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

（2019年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
イデザワ タケシ 出澤 剛	代表取締役社長CEO	LINE Book Distribution（株） 代表取締役 LINE Digital Frontier（株） 代表取締役
シン ジュンホ 愼 ジュンホ	代表取締役CWO	LINE Plus Corporation 代表取締役
マスダ ジュン 舛田 淳	取締役CSMO	LINE MUSIC（株） 代表取締役 LINE Ventures（株） 代表取締役 LINE TICKET（株） 代表取締役 （株）出前館 社外取締役
ファン インジュン 黄 仁埈	取締役CFO	LINE Ventures（株） 代表取締役
イ ヘジン 李 海珍	取締役会長	
クニヒロ タダシ 國廣 正	取締役	国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険（株） 社外取締役 三菱商事（株） 社外監査役 オムロン（株） 社外監査役
コタカ コウジ 小高 功嗣	取締役	小高功嗣法律事務所 弁護士 ケネディクス（株） 社外取締役 Apollo Management Japan Limited 日本における代表者 （株）ムスカ 取締役
ハトヤマ レヒト 鳩山 玲人	取締役	（株）鳩山総合研究所 代表取締役 ピジョン（株） 社外取締役 トランスコスモス（株） 社外取締役
クラサワ ヒトシ 倉澤 仁	常勤監査役	
ナメカタ ヨウイチ 行方 洋一	監査役	行方国際法律事務所 代表弁護士 スルガ銀行（株） 社外取締役・監査等委員
ウエマツ ノリユキ 植松 則行	監査役	植松公認会計士事務所 所長 （有）エス・ユー・コンサルタント 代表取締役 （株）鎌倉新書 社外取締役・監査等委員 アステラス製薬（株）社外取締役・監査等委員

（注）1．取締役の國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏は社外取締役であります。
2．監査役の倉澤仁氏、行方洋一氏、植松則行氏は社外監査役であります。
3．監査役の植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

2019年3月28日開催の臨時取締役会において慎ジュンホ氏が代表取締役に選定され、2019年4月1日付で就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、國廣正氏、小高功嗣氏、鳩山玲人氏、倉澤仁氏、行方洋一氏、植松則行氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名	1,245百万円(うち社外取締役3名	67百万円)
監査役5名	25百万円(うち社外監査役5名	25百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には役員賞与137百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には職務執行の対価として付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役800百万円）を含んでおります。
4. 取締役の報酬限度額は年額10億円以内（ストック・オプションを除きます。）であります（2015年３月31日開催第15回定時株主総会決議）。また別枠で、第20期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を取締役（社外取締役を除きます。）は80億円、社外取締役は6,300万円を上限として設定することにつき決議をいただいております（2019年３月28日開催第19回定時株主総会）。
5. 監査役の報酬限度額は年額１億円以内であります（2005年３月31日開催第5回定時株主総会決議）。
6. 上記には、2019年３月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役２名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

当社は、取締役鳩山玲人氏の重要な兼職先であるトランスコスモス（株）との間で営業上の取引関係があります。
そのほか、当社と各社外取締役及び各社外監査役の重要な各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	國廣 正（クニヒロ タダシ）	20／21回中	—	主に企業の危機管理やコンプライアンス体制構築に関して、弁護士としての専門的見地から、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。
取締役	小高 功嗣（コタカ コウジ）	21／21回中	—	弁護士及び投資銀行家としての金融・資本市場に関する豊富な知見に基づき、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。
取締役	鳩山 玲人（ハトヤマ レヒト）	21／21回中	—	主にコンテンツビジネス及びキャラクターライセンスビジネスを中心に、企業経営を通じて培われた海外における事業展開及び経営管理に関する豊富な知見に基づき、取締役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。
常勤監査役	倉澤 仁（クラサワ ヒトシ）	21／21回中	14／14回中	長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。
監査役	行方 洋一（ナメカタ ヨウイチ）	16／18回中	9／10回中	コンプライアンスや内部統制、金融関連法を中心とした弁護士としての豊富な経験と高い知見を活かして取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。
監査役	植松 則行（ウエマツ ノリユキ）	17／18回中	10／10回中	公認会計士としての豊富な経験と高い知見を活かして取締役会及び監査役会において適切かつ有益な助言・提言を行っております。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす電磁的記録による決議が4回ありました。
2．監査役の行方洋一氏及び植松則行氏は、2019年3月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって新たに監査役に就任したため、上記の取締役会及び監査役会への出席状況は、就任後に開催されたもののみを対象としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	528百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	685百万円

(注) 1. 当社と会計監査人PwCあらた有限責任監査法人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社であるLINE Plus Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人であるSamil PricewaterhouseCoopersによる監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンプライアンス及び行動規範アンケートに関する助言業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社又は当社の子会社が、当社の子会社及び関連会社以外の関連当事者との間で取引をする場合、その必要性、取引条件の妥当性等を明らかにした上で、経営会議の承認を得ることとしております。また、当社は、少数株主保護の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しており、諮問委員会は、関連当事者取引や利益相反取引のうち重要な内容、取締役会の運営状況、少数株主保護に関する方針等に関して審議の上、取締役会に必要な提言を行うことができるものとしております。取締役会においては、諮問委員会の意見を尊重し、必要な経営判断を行うこととしております。

当社は、2018年9月4日に、親会社のNAVER Corporationに対して、相互の企業価値向上を果たし、長期的に友好な取引・協調関係を今後も維持・発展させていくため、NAVER Corporationの一定程度の持分比率を維持することを目的として、第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び第三者割当による2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行いたしました。当社では、本社債の発行について、関連当事者取引管理規程に従って、経営会議の承認を得るとともに、諮問委員会の審議に付し、本社債の発行が当社及び当社グループの事業の成長、そして、中長期的な企業価値向上を目指すために必要な取引であること、割当予定先の選定理由が合理的であること、及び本社債の発行条件等が相当であること等を総合的に検討した結果、本社債の発行が当社の少数株主にとって不利益でないものとの諮問委員会の意見を得ています。当社取締役会は、その意見を踏まえて、本社債の発行は当社の利益を害さないものと判断し、本社債の発行を決議しております。

メ　モ

連結計算書類

連結財政状態計算書（2019年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
流動資産	**295,641**
現金及び現金同等物	217,345
売掛金及びその他の短期債権	42,680
その他の金融資産（流動）	20,117
契約資産	241
たな卸資産	4,740
その他の流動資産	10,518
非流動資産	**245,711**
有形固定資産	25,024
使用権資産	54,337
のれん	17,651
のれん以外の無形資産	7,801
関連会社及び共同支配企業投資	64,194
その他の金融資産（非流動）	51,737
繰延税金資産	24,095
その他の非流動資産	872
資産合計	**541,352**

科目	金額
流動負債	**161,659**
買掛金及びその他の未払金	43,710
その他の金融負債（流動）	44,826
未払費用	23,462
未払法人所得税	3,963
リース負債（流動）	11,487
契約負債	25,752
引当金（流動）	3,221
その他の流動負債	5,238
非流動負債	**205,030**
社債	142,851
その他の金融負債（非流動）	362
リース負債（非流動）	45,150
繰延税金負債	1,071
引当金（非流動）	4,528
退職給付に係る負債	9,617
その他の非流動負債	1,451
負債合計	**366,689**
当社の株主に帰属する持分合計	**158,133**
資本金	96,737
資本剰余金	121,299
自己株式	△6,308
利益剰余金	△53,524
その他の包括利益累計額	△71
非支配持分	**16,530**
資本合計	**174,663**
負債及び資本合計	**541,352**

（記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。）

連結損益計算書（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**230,696**
売上収益	227,485
その他の営業収益	3,211
営業費用	**△269,693**
営業損失	**△38,997**
財務収益	512
財務費用	△1,980
持分法による投資損失	△13,412
為替差損益	△72
その他の営業外収益	3,878
その他の営業外費用	△1,545
継続事業に係る税引前損失	**△51,616**
法人所得税	△384
継続事業に係る純損失	**△52,000**
非継続事業に係る純利益	**584**
当期純損失	**△51,416**
当期純損失の帰属：	
当社の株主	△46,888
非支配持分	△4,528

（記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。）

計算書類

貸借対照表（2019年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**124,460**
現金及び預金	69,187
売掛金	32,017
有価証券	6,178
商品	36
前払費用	5,242
その他	12,200
貸倒引当金	△401
固定資産	**312,307**
有形固定資産	**20,100**
建物	5,384
工具、器具及び備品	14,715
無形固定資産	**158**
のれん	63
ソフトウェア	83
その他	11
投資その他の資産	**292,048**
投資有価証券	25,567
関係会社株式	225,888
その他の関係会社有価証券	9,655
長期貸付金	3,515
長期前払費用	336
繰延税金資産	22,849
その他	6,761
貸倒引当金	△2,525
資産合計	**436,767**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**102,225**
買掛金	1,976
短期借入金	23,000
未払金	30,143
未払費用	14,599
未払法人税等	1,807
前受金	11,965
預り金	4,455
前受収益	9,361
ポイント引当金	2,203
その他の引当金	931
その他	1,781
固定負債	**151,708**
転換社債型新株予約権付社債	147,744
その他の引当金	319
資産除去債務	3,276
その他	368
負債合計	**253,934**
（純資産の部）	
株主資本	**175,194**
資本金	**96,736**
資本剰余金	**87,640**
資本準備金	86,801
その他資本剰余金	839
利益剰余金	**△2,874**
その他利益剰余金	△2,874
繰越利益剰余金	△2,874
自己株式	**△6,307**
評価・換算差額等	**2,734**
その他有価証券評価差額金	2,734
新株予約権	**4,903**
純資産合計	**182,833**
負債及び純資産合計	**436,767**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目		金額
売上高		166,433
売上原価		95,318
売上総利益		71,115
販売費及び一般管理費		71,840
営業損失		△724
営業外収益		
受取利息及び配当金	723	
その他	1,236	1,959
営業外費用		
支払利息	32	
その他	2,090	2,122
経常損失		△887
特別利益		
関係会社清算益	1,274	1,274
特別損失		
関係会社株式評価損	8,779	
関係会社貸倒引当金繰入額	388	9,167
税引前当期純損失		△8,781
法人税、住民税及び事業税	4,043	
法人税等調整額	△6,754	△2,711
当期純損失		△6,069

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

監査報告

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

LINE株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田　義　央 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那　須　伸　裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　壮　一　郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、LINE株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、LINE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

LINE株式会社
　取締役会　　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田　義　央 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那　須　伸　裕 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林　壮　一　郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、LINE株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人、PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月25日

LINE株式会社　監査役会

常勤監査役　倉　澤　　仁 ㊞

監査役　行　方　洋　一 ㊞

監査役　植　松　則　行 ㊞

（注）監査役倉澤仁、行方洋一、植松則行は、いずれも会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上